

抽出事案 [プロポーザル] 説明書

発注機関名：染織・工芸課

業務名	平成31年度京ものクオリティ市場創出事業（海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト）実施業務委託
業務概要	<p>【事業の目的】 海外での販路開拓を目指す京都府内の伝統と文化のものづくり産業に関わる事業者に対し、海外のマーケットニーズに沿った商品開発へのアドバイスや国内外の販売拠点を活用した海外市場への売り込み、国際見本市への出展サポート等を行うことにより、海外企業と自ら取引できる競争力のある事業者を育成することを目的とする。</p> <p>【業務内容】 ①参画事業者の募集、選定 ②海外のマーケットニーズを踏まえた商品開発へのアドバイス ③現地店舗等でのテストマーケティング ④現地エージェント等による販売促進、営業活動 ⑤海外見本市、展示会への出展及び商談サポート ⑥「京都インターナショナル・ギフト・ショー」への出展及び海外バイヤー等の招致 ⑦海外市場向け広報、PR</p>
公募型プロポーザル方式の対象業務に適合する理由	当該事業の目的は、京都の伝統と文化のものづくり産業に関わる事業者の海外販路開拓支援を行うことにあり、事業実施に当たっては、海外マーケットニーズの動向の把握、それを踏まえたマーケティング型の商品開発の支援、参画事業者のブランディング構築の支援など、事業者が有する企画、発想、ネットワーク等に基づき事業の実施方法等の仕様を決定することで、より優れた成果が期待できるため。
参加資格要件及びその理由	特に定めていない
参加申請者数	4者
選定経過	<p>公募期間 平成31年2月8日～平成31年3月15日 申請受付 平成31年2月8日～平成31年3月15日 外部有識者意見聴取 平成31年3月22日 選定結果の通知 平成31年3月29日 契約日 平成31年4月22日 見積限度額 24,000,000円（税込） 契約金額 24,000,000円（税込） 契約期間 平成31年4月22日～令和2年3月31日</p>
選定業者名	有限会社スペースマジックモン
選定理由	事業内容や事業目的に関する理解が十分であり、具体的で的確な企画提案がされていることから、効果的な事業実施が期待できるため。

**平成 31 年度 京ものクオリティ市場創出事業
(海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト) 実施業務委託
募集要領**

1 委託業務の趣旨・目的

京都府内の優れた素材や卓越した技術による伝統工芸品等を海外に発信し、販路開拓を目指す事業者を支援するため、京ものクオリティ市場創出事業（海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト）を実施するに当たり、優れた企画力・創造力、幅広いネットワークをもった業務受託者を決定するため、企画提案競争（プロポーザル）を実施する。

なお、本事業は「平成 31 年度京都府の予算の成立」を前提に実施される停止条件付き事業であり、京都府の予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しない。

2 委託業務の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業 務 名 | 京ものクオリティ市場創出事業（海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト）実施業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 契 約 期 間 | 契約締結日から平成 32 年 3 月 31 日まで |
| (4) 委 託 上 限 額 | 24,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

※なお、本事業への参画事業者は、公募により 10 社程度を見込んでいるが、事業実施にあたっては、参画事業者ごとの「販売戦略」の策定、共有及びコンサルティングを実施することを必須とし、それに要する経費については、別途 1 事業者当たり 25 万円を限度として徴収することができるものとする。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) プロポーザル募集に係る公告の日からプロポーザルの特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

- (1) 担当部署及び問合せ先
 - 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 - 京都府商工労働観光部染織・工芸課 次世代職人育成担当
 - 電話 075-414-4869 FAX 075-414-4870
 - メールアドレス senshoku@pref.kyoto.lg.jp
- (2) 募集要領等の配布
 - ア 配布期間：平成31年2月8日（金）～平成31年3月15日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
 - イ 配布場所及び受付場所
上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府商工労働観光部染織・工芸課のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/senshoku/news/2019kyomonoquality-proposal.html>）からダウンロードできる。
- (3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限：平成31年2月8日（金）～平成31年3月15日（金）
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
 - イ 提出場所：（1）に同じ。
 - ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

5 事前説明会

- (1) 開催日時：平成31年2月22日（金） 午後2時～3時
- (2) 開催場所：京都府公館第5会議室
※京都府公館は、「京都府立府民ホール（ALTI「アルティ」）」の併設施設です。
京都府庁内ではありませんのでご注意ください。
〒602-0912 京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町 590-1
<https://www.pref.kyoto.jp/shisetsu/culture002.html>
- (3) 申込方法：事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会開催日前日までに4（1）の問合せ先にメールで会社名、出席者名、連絡先等を連絡すること。
なお、事前説明会への参加は任意であり、プロポーザルの参加要件とはしない。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日～平成31年2月28日（木）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「京ものクオリティ市場創出事業業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答日時：平成31年3月8日（金）
- (5) 回答方法：質問への回答は、京都府商工労働観光部染織・工芸課のホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/senshoku/news/2019kyomonoquality-proposal.html>）に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 企画提案書（様式2）
 - ウ 価格提案書（様式3）
 - エ 京都府税の滞納がないことの証明（様式4）
 - オ 消費税及び地方消費税の納税証明
※エ及びオについては、発行日から3ヶ月以内のもの。コピーも可。
 - カ 共同企業体で参加の場合
 - （ア）共同企業体届出書
 - （イ）共同企業体協定書
 - （ウ）委任状
 - （エ）使用印鑑届
 - キ プロポーザル参加事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - （ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3ヶ月以内のもの。コピーも可。
 - （イ）法人定款
 - ク プロポーザル参加事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - （ア）団体の規約
 - （イ）役員一覧
- (2) 企画提案書の作成方法
企画提案仕様書のとおり。
なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。
- (3) 提出された応募書類の取扱い
 - ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
 - イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

(3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則として精算払いとするが、特に必要と認められる場合は、契約金額の範囲内で前金払いすることも可能とする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止することがある。

平成 31 年度 京ものクオリティ市場創出事業
(海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト) 実施業務委託
企画提案仕様書

1 事業の趣旨

本事業は、海外での販路開拓を目指す京都府内の伝統と文化のものづくり産業に関わる事業者に対し、海外のマーケットニーズに沿った商品開発へのアドバイスや国内外の販売拠点を活用した海外市場への売り込み、国際見本市への出展サポート等を行うことにより、海外企業と自ら取引できる競争力のある事業者を育成することを目的とする。

2 業務内容

以下に定めるもののほか、別途締結する契約書に定められたものとする。

(1) 参画事業者の募集・選定

- ・京都府内の伝統と文化のものづくり産業に関わる事業者の中から、海外での販路開拓を目指す、意欲ある事業者を選定

(2) 海外のマーケットニーズを踏まえた商品開発へのアドバイス

- ・海外市場に精通したコーディネーターやデザイナー等による商品選定、商品改良に係るアドバイス等

(3) 現地店舗等でのテストマーケティング (※)

- ・常設のオフィスや施設・店舗等を活用した商品の中・長期的な展示販売、広報・PR活動及び商況等のフィードバック等

(※) 本業務の実施に当たり、受託者又は受託者と提携して事業を共同実施する者は、海外に支援の拠点となる常設のオフィスや施設、店舗等を有すること。又は、賃貸等により常設的に展示・販売できる施設、店舗等を確保すること。

(4) 現地エージェント等による販売促進・営業活動

- ・現地店舗スタッフや現地エージェント等との連携による、継続的な販売促進・営業活動等

(5) 海外見本市・展示会への出展及び商談サポート

- ・「メゾン・エ・オブジェ」(フランス)等、国際的な消費財見本市・展示会への出展(ブースの確保・設営及び当日運営等)、商談サポート、広報・PR活動及びアフターフォロー等

(6) 「京都インターナショナル・ギフト・ショー」への出展及び海外バイヤー等の招致

- ・「京都インターナショナル・ギフト・ショー」(平成 32 年春開催予定)への出展(ブースの確保・設営及び当日運営等)、商談サポート、広報・PR活動及び海外バイヤー等の招致

(7) 海外市場向け広報・PR

- ・商品パンフレット・展示パネル・WEB等の制作、PRイベントの実施等

※なお、本事業への参画事業者は、公募により 10 社程度を見込んでいるが、事業実施にあたっては、参画事業者ごとの「販売戦略」の策定、共有及びコンサルティングを実施することを必須とし、それに要する経費については、別途 1 事業者当たり 25 万円を限度として徴収することができるものとする。

3 応募方法

- (1) 応募する場合は、「募集要領」7(1)に定める書類を提出しなければならない。
- (2) 提出部数について、企画提案書(様式2)及び価格提案書(様式3)は、正本1部、副本4部。
その他の提出書類は各1部を提出すること。

4 その他

- (1) 提出書類(企画提案書、価格提案書等)について、誤りのないように提出前に責任者が必ず確認した上で提出すること。
- (2) 提出書類の多数箇所にわたる誤記、計算間違い等の不備がある場合は、評価の対象外、減点等の措置を講じることがある。
- (3) 提案のあった事業内容については、府との協議の上、変更する場合がある。

平成31年度京ものクオリティ市場創出事業(海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト)実施業務委託 採点表

評価内容		配点	A	B	C	D
			平均	平均	平均	平均
提案内容の 的格性	仕様書を踏まえた、明確かつ具体的な提案か。	5	3	3.5	4.5	2
	事業を効果的、効率的に実現することができる提案か。	5	3	3.5	3.5	2
事業への 理解・知識	事業目的及び内容について理解、知識が十分か。	5	4	4.5	4.5	2.5
	府がこれまで行ってきた海外販路開拓事業と整合性、関連性がある提案か。	5	4	4	4.5	3.5
海外のマー ケットニーズを 踏まえた商品 開発のアドバ イス	高い事業効果が期待できる専門家(コーディネーター、デザイナー等)を起用しているか。	5	3	4.5	4.5	3.5
	専門家による商品開発に係るアドバイスが参画事業者や関係者等に的確に反映される提案内容か。	5	3	4.5	3.5	3
現地店舗等での テストマーケ ティング	高い事業効果が期待できる施設や店舗、フィードバックの体制等が整っているか。	10	6	9	6	5.5
現地エージェ ント等による販 売促進・営業活 動	高い事業効果が期待できる販促活動や営業活動の提案内容か。	10	5.5	6	6	3.5
展示会出展・ 商談サポート 等	展示会・見本市出展に係るサポート体制(ブースの設営・運営、商談サポート、アフターフォロー等)が整っているか。	10	5.5	9	6.5	4
その他	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした独創性のある提案がなされているか。	5	4	4.5	3.5	4.5
小計		65	41	53	47	34
業務実務体制	業務遂行に必要な人員が確保されているか。	5	3	3	3	3
	事業の年間スケジュールが無理なく、明確に説明されているか。	5	4	3.5	3.5	2
業務実績	本業務と同種、類似業務の実績があるか。	5	4	5	5	3.5
その他	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有しているか。	5	5	5	5	1
価格点	15点×(支出額の最低額/自社の支出額)－1.5点×(自社の収入額/収入額の最高額)	15	13.33	13.52	13.33	13.68
小計		35	29.33	30.02	29.83	23.18
合計		100	70.33	83.02	76.83	57.18
順位			3	1	2	4

公募型プロポーザル方式による業者選定の評価及び候補者選定結果等の公表について

平成31年3月29日

調達機関名	京都府商工労働観光部染織・工芸課
-------	------------------

案件名称	平成31年度京ものクオリティ市場創出事業 (海外市場向け商品開発・販路開拓支援プロジェクト)実施業務委託
------	---

候補者名	有限会社スペースマジックモン	総合点	83.02
------	----------------	-----	-------

参加者名称 (五十音順)	COS KYOTO株式会社
	合同会社シーラカンス食堂
	有限会社スペースマジックモン
	株式会社ブランマント

総合点 (点数順) 【満点100点】	1	83.02
	2	76.83
	3	70.33
	4	57.18

候補者の選定理由
事業内容や事業目的に関する理解が十分であり、具体的で的確な企画提案がされていることから、効果的な事業実施が期待できるため。

外部有識者名 (五十音順)	所属名及び役職名等	氏名
	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 京都貿易情報センター所長	石原 賢一
	公益財団法人京都産業21 ビジネス・スーパーバイザー	西村 一弘